

# オープンスペースとして賑わいを創出！

## 防災機能をもった緑あふれる広場へ

### 本市が示す跡地活用の方向性の主な内容

- 「震災時の避難地および復旧活動の拠点となり得る、緑のあふれる広場」を中心としたオープンスペースとし、にぎわいを創出する。
- 整備の詳細、工程、経費・財源などの具体的な内容は、引き続き庁内の関係課長で構成する会議で検討する。
- 将来、跡地に新たな活用策を検討することが必要となった場合は、市民ニーズや社会経済情勢などを勘案し、「旧本庁舎等跡地活用に関する専門家委員会」の提言を踏まえて、柔軟に対応する。



旧本庁舎等跡地の活用について、本市としての方向性を決定しましたのでお知らせします。

問 本庁舎政策企画課（33番窓口） 0857-30-8012  
0857-20-3040

#### 騒音規制が必要ではないか

周辺には民家があり、病院が隣接するため、夜間の利用、イベント開催時のスピーカーの向きなどに配慮が必要と考えます。

#### 埋蔵文化財調査は必要ないか

建物を建設する場合、規模・場所により埋蔵文化財調査が必要となります。

#### 残土処分にかかる財政負担は

跡地には自然由来のヒ素が含まれる部分がありますが、広場整備の場合は残土処分量が多くないため、大きな財政負担は生じないと想定されます。

#### 駐車場の整備はどうか考えるか

広場と市民会館の利便性に配慮するとともに、活用の主目的となる広場の広さを可能な限り確保できる適正な規模とします。

#### 第2庁舎跡地はどのように活用するか

本庁舎跡地と一体的に考え、一定の方向性に沿って活用します。

#### 活用に向けた課題など

##### ■どのような防災機能を持たせられるか

浸水に対する防災機能は満たしませんが、地震に対する適用性があるため、避難地や復旧活動の拠点としての機能を持たせます。また、8000平方メートルの広場は防火帯としての機能も備えています。

#### 部落差別解消推進法とは

部落差別解消推進法（正式名称：部落差別の解消の推進に関する法律（以下「解消法」）は平成28年12月16日に公布・施行されました。全六条からなるこの法律には、部落差別という言葉が法律の名称および条文に初めて明記されました。

第一条は、部落差別の存在を明記し、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題」としています。

第二条は、「部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会の実現」を基本理念として定義しています。

第三条は、その実現のための国および地方公共団体の責務を明らかにし、第四条に相談体制の充実、第五条に教育および啓発の推進、第六条では、国が地方公共団体と協力しての部落差別の実態に係る調査の実施を定めています。

#### 解消法制定の意義とは

国の部落問題の取り組みの契機となった同和対策審議会答申（昭和40年）は部落差別の解消が国民的課題であり、その解決に国をあげて取り組むことを確認したものです。その後制定された同和対策事業特別措置法（昭和44年・以下「特措法」）などによって、行政による同和対策事業が行われ、生活環境面の格差はある程度解消されました。しかし、特措法の失効によって、同和問題（部落差別）は解決したとの社会の誤った認識が少なからずありました。

解消法は、国が部落差別は今も存在することを認め、法律において明文化したことにより重要な意義があります。部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現をめざすことを目的とすること、そのための取り組みの必要性が示されました。解消法は、私たち一人一人に向けられた法律であり、部落差別の解消は社会全体の課題なのです。

#### 解消法施行5年を迎えて

部落差別に関する取り組みが進む一方で、ネット上では被差別部落に関する偏見や誹謗中傷など部落差別を助長する行為が見られます。こうしたなか、法務省は、ネット上で特定の地域を同和地区である（あった）と指摘するなど情報、原則として削除要請を行う対象としました。また、昨年9月、ネット上に同和地区の地名を掲載した出版社に掲載の削除などを求めた裁判で、東京地裁は、差別を助長する行為で違法という判決を出しました。

本市では、ネットモニタリングを実施し、部落差別を助長する悪質な投稿には、削除要請を行っています。しかし、誹謗中傷などの差別的な書き込みは依然後を絶ちません。ネット上を含むあらゆる場面で、差別を助長する行為は許されません。今後も、人権研修などによる教育・啓発や法の周知など、部落差別の解消に向けて取り組んでいきます。

同和問題（部落差別）を正しく理解し、部落差別の無い、一人一人の人権が尊重された社会の実現をめざしましょう。

#### 「全国水平社」創立100周年

令和4年3月3日、全国水平社が創立されて100周年を迎えます。全国水平社は、大正11（1922）年3月3日、当時の京都市岡崎公会堂に、被差別部落の人々が部落差別からの解放を求めて集まり、結成されました。「人の世に熱あれ、人間に光あれ」で結ばれる水平社宣言は、日本最初の人権宣言といわれます。この宣言には、「人間を尊敬し、大切にしよう」という願いが込められています。水平社宣言に込められた当時の人々の願いに思いをはせ、改めて人権尊重の意義を考えてみましょう。